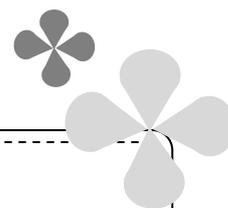


第3章 計画の考え方



第3章 計画の考え方

1. 計画の基本理念

すべての子どもたちが夢と希望を持って 成長できるまち

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちです。子どもたちは成長過程を通じてさまざまなことを学び、一人ひとりが個性や能力を伸ばし発揮することができる、かけがえのない存在です。すべての子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、子どもたちが有する「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利*を尊重し、これらの権利が保障されるように環境整備や支援をしていく必要があります。私たちは、本市で暮らすすべての子どもたちが子ども時代の豊かな経験を糧に自分の可能性を信じて将来の夢や希望の実現に向かって前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるように、さまざまな子ども・子育て支援施策を展開してきました。

しかし、現実には生まれ育った環境が子どもたちに及ぼす影響は大きく、家庭の経済状況等によって進学を諦めざるをえなかったり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そのような子どもたちは大人になっても貧困状況に置かれることがあることから、子どもが生まれ育った家庭の生活状況が大人になってからの生活にも影響を及ぼすことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

子どもの貧困対策は第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目のない施策を実施していく必要があります。同時に、子どもの貧困の背景には生まれ育った家庭の事情や保護者の就労状況があることから、子どものみならずその保護者の生活や就労を支援していく視点も必要です。いわば、子どもの貧困対策を着実に推進していくためには、子どものいるすべての家庭への総合的な支援体制を築いていかねばなりません。

本市は、子どもの基本的人権を尊重し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく等しく教育を受ける機会が保障され、夢と希望をもって自らの未来を切り拓いていける社会、また、すべての家庭が生き生きと安心して子どもを育むことができる社会の実現を目指します。

※「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。)

2. 基本的な姿勢

(1) 東大阪市全体での取組へ

子どもの貧困は、生活のあらゆる場面にその影響を及ぼすことから、子どもの成長を長期的な

視野で包括的に支援する体制を築くために教育、保育、経済、保健、医療、食育等さまざまな分野が連携し、一体的に対策に取り組むことが大切です。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく自分の将来に希望を持てる地域社会の実現に向けて、東大阪市全体で子どもの成長を支援します。また、関係部局が横断的・総合的に連携しながら施策を展開することにより、困りごとや悩みごとがある人を早期に適切な支援につないでいく「つなぐ支援」を推進します。

（２）今、そこにある子どもの貧困へ向き合う

貧困状況にあるかどうかは外見からは見分けがつかない場合もあり、子どもや親子と関わる人々や機関が、日常の会話やちょっとした変化等から困難を抱えている家庭の存在に気づき、必要な支援につなげていくことが大切です。また、子どもの貧困は、子どもの健康を脅かしたり、いじめや虐待につながったりするなど、喫緊の対応が求められる場合があります。支援が必要な子どもの存在にいち早く気づき、早期かつきめ細かな支援を行うために、各相談窓口が連携し、必要な支援につなげることができるように取り組みます。

（３）貧困の予防・世代間連鎖の解消

子どもの貧困は、貧困の連鎖によって大人になってからも引き継がれる場合があります。今、貧困の状態にある子どもたちが大人になってもその状態を抜け出せない状況を生み出さないように、長期的な視野に立ち子どもたちのライフステージに沿って切れ目のない支援を行います。また、すべての子どもたちが、大人になった時に貧困の状態に陥らないようにすることが大切です。すべての子どもたちが希望する教育を受けることができたり、職業観や就労意欲を育む環境を整備することによって、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望を持ってそれぞれの夢に挑戦することができ前向きに成長していけるように、教育の支援やキャリア教育の充実に取り組みます。

（４）市民参加型による支援へ向けた意識の醸成

支援が必要な子どもたちの早期発見、早期対応には地域との連携が必要です。また、子どもたちやその保護者が支援の前後においても孤立しないように、地域のボランティアやNPO、事業所等にも参加いただき、支援につながる前の見守りや支援後のアフターフォローも含めて全市的な取組として実施することが必要です。市民への研修、普及・啓発を通じ、子どもたちが置かれている実態や必要な制度の周知等を行うことで、意識の醸成による市民参加型の支援を目指します。

3. 施策体系（具体的な取組）

この計画は、「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち」を基本理念に掲げ、その実現に向けた具体的な取組として、「子供の貧困対策に関する大綱」にある重点的支援方針に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を柱として推進します。

すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長できるまち

施策の方向	主な施策内容
(1) 教育の支援 ～まなびを応援～	<ul style="list-style-type: none"> ①学校等での子どもへの支援 ②就学支援の充実 ③大学進学等に対する教育機会の提供 ④生活困窮世帯への学習支援 ⑤その他の教育支援
(2) 生活の支援 ～くらしを応援～	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者の生活支援 ②子どもの生活支援 ③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 ④妊娠期から切れ目のない支援 ⑤住宅の支援 ⑥相談機能の充実 ⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）
(3) 保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者に対する就労の支援
(4) 経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的支援

本市では、子どもの成長や子育てを応援するためのさまざまな事業や支援に取り組んでいます。子どもの貧困状況を防ぎ、健やかな成長を支援するためには多分野の連携による包括的な取組が必要であり、上記に掲げる主な施策を中心としながらこの計画を推進します。

(1) 教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を広げるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱える子どもたちや保護者が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

(2) 生活の支援 ～くらしを応援～

- 子どもの貧困を防ぐためには、子ども本人はもとより、保護者を含め、家庭全体を自立に向けて包括的に支援する必要があります。悩みごとや困りごとを抱える家庭が社会的に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置し、子どもや保護者が社会とつながるきっかけづくりを進めます。
- 働きたくても働けなかったり、生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりを支援し、自立を支援します。
- 子どもたちや保護者が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- 困難な状況にある子どもたちが社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促します。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークづくりを行います。

(3) 保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

- 主にひとり親家庭や生活保護を受給している家庭を対象に、就業を軸とした自立支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的な安定は日々のくらしの安心感をもたらすとともに、子どもの学びを支え将来について前向きな見通しを持つためにも重要です。主にひとり親家庭や生活保護制度を受給している家庭を対象に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。

4. 指標の設定

子どもの貧困対策は未然防止も含めて、子どもたちのライフステージに応じて、長期的に取り組む必要があります。関係機関が連携しさまざまな角度から包括的に実施する必要があります。

この計画に掲げる施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、更なる施策展開につなげていくために、以下のとおり指標を設定します。各指標は「子どもの生活実態調査」の結果から把握可能な事項を基に定めており、継続的な調査の実施により各指標の評価を測ります。

計画における効果等の検証・評価のための指標として以下の項目を設定します。なお、指標は子どもの貧困を主たる要因として起こる事象を「1次指標」、子どもの貧困の影響により発生しがちな事象を「2次指標」と類型し、検証・評価を行います。

表：本計画における効果等の検証・評価のための指標

	指標	指標類型	東大阪市		
1	学力に課題のある子どもの状況	学校の勉強が「わからない」と「ほとんどわからない」の割合	2次指標 小学生 1.8% 中学生 7.5%		
		学校の授業以外の勉強をまったくしない割合	2次指標 小学生 4.9% 中学生 9.3%		
2	朝食欠食児童・生徒の割合	2次指標	小学生 2.0% 中学生 3.2%		
3	相談相手が欲しいひとり親の割合 ①心配事等を聞いてくれる人がいない ②子どもとの関わりで助言してくれる人がいない ③困ったときに相談相手がいない割合	2次指標	①25.8% ②32.4% ③母子 5.0% 父子 2.8%		
			4	必要な頼れる相手がいない人の割合（相談できる人がいない）	2次指標 2.1%
			5	ひとり親の正職・職員率（正規職員の比率）	1次指標 母子 30.2% 父子 91.7%
6	養育費を受けとっていない子どもの割合	2次指標	76.3%		
7	困窮度Ⅰ世帯で、子どもへの経済的な理由による経験にて、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」と回答した割合	1次指標	4.2%		
8	困窮度Ⅰ世帯で、経済的な理由による経験にて、ライフライン・生活面での経験をした割合	国保料の遅滞	1次指標 18.9%		
		電気・ガス・水道の停止	1次指標 5.3%		
		医療機関を受診できなかった	1次指標 7.4%		
9	困窮度Ⅰ世帯で、困ったときに相談相手・相談先で公的機関や役所の相談員を選択した割合	1次指標	3.2%		
10	自己効力感や自己肯定感 ①自分に自信がある ②自分の考えをはっきり相手に伝えることができる ③大人は信用できる ④自分の将来の夢や目標を持っている ⑤将来のためにも、今、頑張りたいと思う ⑥将来、働きたいと思う	2次指標	①小学生 23.3% 中学生 14.2% ②小学生 24.5% 中学生 24.2% ③小学生 46.1% 中学生 23.8% ④小学生 65.1% 中学生 37.0% ⑤小学生 59.7% 中学生 51.2% ⑥小学生 82.1% 中学生 83.3%		
11	地域で支えられていると感じる人の割合	2次指標	56.1%		
12	放課後に誰と過ごしているかとの回答で「ひとりですぐす」と回答した割合	2次指標	小学生 18.2% 中学生 17.1%		